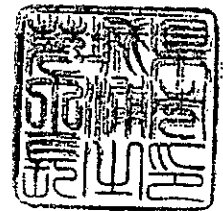


土浦市告示第 58 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により，都市計画を変更したので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により，次のとおり告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年 3月29日

土浦市長 中川 清



1 都市計画の種類

都市公園

2 都市公園の追加

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・004	赤池公園	土浦市木田余 字池上の一部 字池下の一部	約 2.1ha	親水池 芝生広場 園路 駐車場

3 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分 土浦市木田余字池上の一部

〃 木田余字池下の一部

4 都市計画の縦覧場所

土浦市都市整備部都市計画課

土浦・阿見都市計画 都市公園の変更（土浦市決定）

都市計画公園に 3・3・004号 赤池公園を次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・004	赤池公園	土浦市木田余 字池上の一部 字池下の一部	約2.1ha	親水池 芝生広場 園路 駐車場

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本計画予定地が位置する二中地区における都市公園の都市計画決定状況を踏まえ、貴重な自然環境を有する赤池の有効活用を図り、都市的な多様性と豊かな資源が共存する快適な生活空間づくりを推進するため、本案のとおり決定するものである。

土浦・阿見都市計画公園の変更 (土浦市決定)

